協議資料１

深谷市こども計画の推進について

こども未来部こども青少年課

1　こども計画の策定までの経緯

〇令和5年4月1日からこども基本法が施行されるとともにこども家庭庁が設置され、次代の社会を担う全てのこどもが、自立した個人として健やかに成長し、置かれている環境等に関わらずその権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととされた。

〇こども基本法第10条第2項の規定により、市町村は国が定めるこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めることが努力義務となった。

〇令和7年3月末で「第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画」が満了すること、また、既存の各法令に基づく他の計画と一体のものとして作成できることから、以下の4つの計画を一体的に「こども計画」として策定することとした。

①子ども・子育て支援事業計画
②次世代育成支援行動計画
③こどもの貧困対策計画（新規）
④子ども・若者計画（新規）

〇新しい「こども計画」は、計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

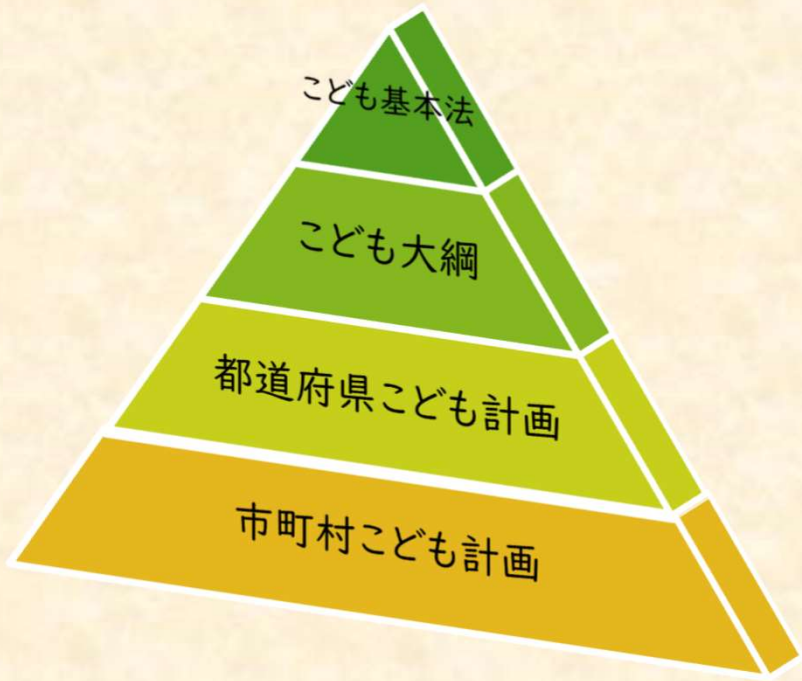

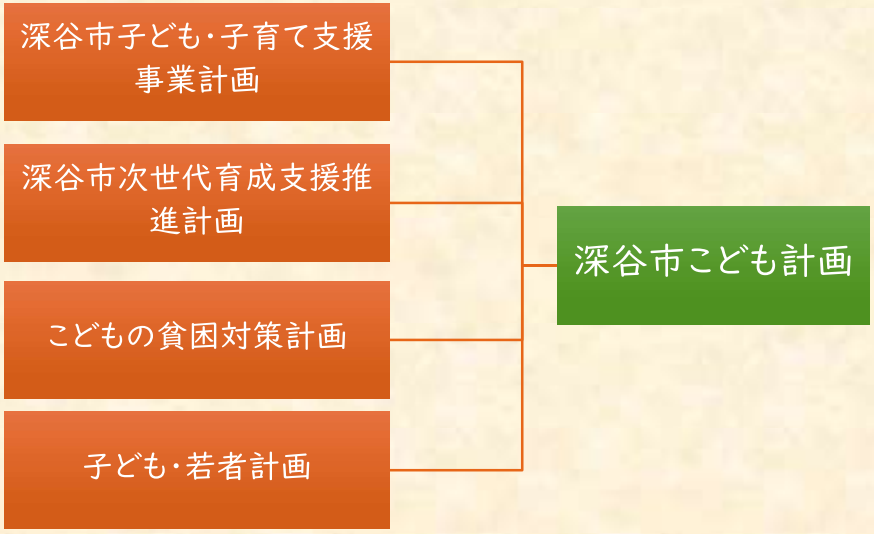

2　こども計画の理念と目標

〇基本理念と4つの基本目標

基本理念 「みんなが笑顔で育ち育てられるまち　ふかや」～全てのこども・若者が「まごころと思いやり」の中で幸せに育まれる社会の実現を目指して

深谷市こども計画の位置づけのイメージ

第2次深谷市総合計画
「元気と笑顔の生産地　ふかや」

深谷市こども計画
「みんなが笑顔で育ち育てられるまち　ふかや」

こども大綱
「こどもまんなか社会」
全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

基本目標Ⅰ　こどもの権利の尊重と自分らしい育ち・暮らしの確保

・全てのこども・若者を権利の主体として認識し、意見を表明することができ、ともに政策を進めていくための仕組みづくりを構築します。また、多様な価値観に出会い、人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく生き、暮らしていくことができるための社会環境づくりを推進します

基本目標2　妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

・安心・安全な妊娠・出産のための支援の充実を図るとともに、子育て家庭が抱える不安や悩みに寄り添い、子育てにかかる過度な負担や孤立感を抱くことなく、こどもに向き合うことができるよう、切れ目のない包括的な支援の充実を図ります

基本目標3　こども・若者の健やかな成長と希望を叶えるための支援の充実

・乳幼児期から学童期、思春期、青年期にわたる心身の健やかな成長を支援します。また、こども・若者が家庭や学校、地域における多様な学び・体験・交流等を通じて生き抜く力をはぐくむとともに、将来への希望を持ち、その実現を社会全体で後押しするための取組を推進します

基本目標4　誰一人取り残さない支援の充実と安全・安心の確保

・生まれ育つ家庭環境等にかかわらず、全てのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるよう支援します。また、一人ひとりの特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援を行うとともに、困難な状況に置かれているこども・若者の安全・安心な暮らしの確保を図ります

3　今後の課題と協議事項

こども基本法では、市がこどものための施策を策定し、実施し、評価する際、施策の対象者であるこども等の意見を反映させることとしている（こども基本法第11条）。

これを踏まえて、深谷市こども計画は、こどもを対象としたアンケート調査を実施し、また、こどもから直接意見を聴くなどして策定したところである。

今後、計画に盛り込んだ様々なこども施策の実施にあたり、こどもの意見を反映させるためには、市長部局と教育委員会がしっかり連携し、取り組んでいく必要がある。

※深谷市こども計画を実施していくにあたり、こどもの意見を反映させるためには、市長部局と教育委員会はどのように連携し取り組むべきか。